鳥取県原子力防災基礎研修実施計画

１. 研修対象となる要員・目標の考え方

原子力災害に対応する次の機関の要員のうち、原子力防災基礎研修（以下「基礎研修」という）又はこれと同等の研修について受講経験がない者、若しくは前回の受講から５年程度が経過し再度受講が必要と認められる者を対象として原子力防災に関連する基礎的知識の習得を目標に実施する。

（１）鳥取県の職員であって、本部（災対本部及びＯＦＣなど。以下、「本部」という。）、現場（緊急時モニタリング、安定ヨウ素剤配布、避難退域時検査、簡易除染、避難誘導、交通整理、道路啓開など。以下、「現場」という）において原子力災害に対応する要員

（２）米子市、境港市及び三朝町の職員であって、本部、現場において原子力災害に対応する要員

（３）「鳥取県地域防災計画（原子力防災対策編）」（以下「地域防災計画」という）に記載のある指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公的団体の職員

（４）「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」（以下「広域住民避難計画」と呼称）において県内のＵＰＺ内避難住民の受け入れ先として指定する自治体の職員であって、避難者受け入れに従事する要員

（５）警察、消防、自衛隊、海保の要員

（６）その他原子力防災対策の観点から鳥取県が受講を必要と認める者

令和３年４月時点

|  |  |
| --- | --- |
| 原子力災害に対応する機関 | 受講予定者（人） |
| 鳥取県 | ２０ |
| 米子市、境港市、三朝町 | １０ |
| 避難住民受入市町村  （米子市・境港市・三朝町以外の県内全ての市町村） | ５ |
| 指定公共機関・指定地方公共機関等 | ５ |
| 警察・消防・自衛隊・海保 | ２０ |
| 計 | ６０ |

２. 令和３年度研修実施計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施場所 | 実施回数 | 定員 | 実施時期 |
| 米子市 | 1 | ３５ | ７月頃 |
| 倉吉市 | 1 | ３５ | ７月頃 |